

平成27年4月以降

ごみの出し方・分け方

(三豊市財田町)



- ごみは決められた日の朝8時まで決められた場所に、決められた方法で出しましょう。
- 12月31日～1月3日は収集を行わないため、1月は変更になる場合があります。

収集日	主な品目・品名		注意事項
毎週 月・金曜日	燃やせるごみ (可燃ごみ)	生ごみ ティッシュや汚れた紙など 落ち葉・木の枝など 紙おむつ その他 (タバコの吸殻、繊維くずなど)	●必ず「三豊市指定ごみ袋」に入れてください。 ●生ごみは、家庭で十分に水切りをして出してください。 ●紙おむつは、汚物を取り除いてください。 三豊市指定ごみ袋
毎週 火曜日	プラスチック製 容器包装	プラスチック製の容器・包装 (プラスチック製容器、発泡スチロール、 ボトル、チューブ、ポリ袋・ラップ・ フィルム、ペットボトルのキャップ・ ラベルなど)	●中身を使い切って、必ず汚れを取り除いてください。 ●マークが無く区分が不明なものや汚れが取れないものは「燃やせないごみ」として出してください。 ●シャンプー等のポンプ式容器のポンプ部分は「燃やせないごみ」として出してください。 透明または半透明の袋
毎月 第1水曜日	ペットボトル	飲料用、しょう油、 酒類、みりん、酢など	●キャップとラベルは、はずして軽くすすいで水を切ってください。 ●キャップとラベルは「プラスチック製容器包装」として出してください。 キャリー
毎月 第2水曜日	びん類	飲料用、食品用など (口に入れることが出来るものを入れていたびん)	●キャップは、はずしてください。 ●中身を使い切って、軽くすすいで水を切ってください。 ●化粧品・油類のびん、耐熱ガラス製のもの、食器類、窓ガラス、陶器類は「燃やせないごみ」として出してください。 キャリー
毎月 第3水曜日	缶類	飲料用、食品用、スプレー缶、 カセットボンベなど	●中身を使い切って、軽くすすいで水を切ってください。 ●スプレー缶などは、必ず穴を開けてください。 ●キャップは、はずしてください。 キャリー
毎月 第4水曜日	燃やせないごみ (不燃ごみ)	陶器製品、ガラス類、 容器包装以外のプラスチック類、 ゴム類、資源ごみ以外のもの	●50cm以上のものは「粗大ごみ」です。 ●ホースなど長いものは50cm未満に切り束ねてください。 キャリー
毎月 第3木曜日	紙製 容器包装	紙製の容器・包装 (紙箱・紙缶、紙袋、包装紙、 内側が銀色の紙製容器、 カップ・ふた、台紙など)	●マークが無く区分が不明なものや汚れが取れないものは「燃やせるごみ」として出してください。 紙袋、紙ひもで縛る 透明または半透明の袋
年2回 (別途周知)	金属ごみ 有害ごみ	●なべ・やかんなどの家庭用金属製品 ●乾電池 ●蛍光灯・電球 ●水銀体温計・水銀温度計 ●使い捨てライター	●蛍光灯・電球は割らずに出してください。(割れたものは、透明または半透明の袋に入れて出してください。) ●使い捨てライターは、使い切って出してください。 ●品目ごとに分けてキャリーに入れてください。 キャリー

持込場所 (財田庁舎裏倉庫内)

回収日時	品目
毎月 第2・4 日曜日	金属ごみ
	乾電池
	蛍光灯・電球
	水銀体温計・水銀温度計
	使い捨てライター
7・12月 第4日曜日	天ぷら油 (廃食用油)
	新聞・雑誌・段ボール・紙パック、布類

○有害ごみ・天ぷら油 (廃食用油) は、開庁時には支所でも受け入れています。

粗大ごみ

対象物	最長の辺が50cm以上のもの
処分手数料	10kgにつき200円 (一部追加料金が必要な場合があります)
持込先	(有)詫間清掃 (☎83-2419)
持込期間	毎月11日～20日(10日間)
時間	午前9時～午後4時(日曜のみ正午まで)

※財田支所でも回収します。(回収日は別途通知)

収集できないごみ

事業系ごみ	商店・農業など事業活動に伴って発生したごみ
危険・有害物など 処理困難物	タイヤ、バッテリー、消火器、薬品類
建築廃材・ 建築資材	タイル、コンクリート、ブロック、瓦など
家電リサイクル 法対象品目	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン
家庭用パソコン	メーカーに回収を申し込んでください。

○詳しくは「ごみの分別の手引き」をご覧ください。

使用済小型家電

支所内にある回収ボックス (投入口サイズ
25cm×15cm) で開庁時間に回収しています。

※回収ボックスは小型家電リサイクルのマークが目印です

リサイクル活動

学校等の回収に協力しましょう!